

練馬区自殺対策計画（第 1 次）の取組状況

【評価の年次推移】

評価	A +	A	B	計
H31年度	2	78	14	94
R 2 年度	3	72	19	94
R 3 年度	1	86	6	93
R 4 年度	0	93	0	93
R 5 年度	1	92	0	93

【評価指標】

A + : 計画以上に進んだ

A : 概ね計画どおり

B : 遅れや修正が生じた

【令和 5 年度の評価】

- ・令和 5 年度は、令和 4 年度に引き続き、全ての事業について概ね計画どおり進めることができた。
- ・評価が A + となっているのは、「児童虐待 SOS」の取組である。これまで実施していた取組に加え、区公式ホームページ「児童虐待 SOS」のリニューアルや、小中学校の長期休業期間における区公式 SNS を活用した集中的啓発を実施したことから、評価が A + となっている。

【第 1 次計画の達成状況】

国が定めた自殺総合対策大綱では、令和 8 年(2026年)までに、自殺死亡率（人口 10 万人当たりの自殺者数）を、平成 27 年（2015 年）と比べて 30% 以上減少させることを目標として定めている。

これを踏まえ、区でも、平成 27 年（2015 年）の自殺死亡率 15.3 を、令和 8 年(2026 年)までに 30% 程度減少させることを目指した。また、自殺者数についても、30 % 程度減少させることを目指した。

	平成 27 年度	令和 8 年目標値	令和 5 年
自殺率	15.3	10.7	15.6
自殺者数	109 人	77 人	115 人

⇒令和 8 年までに目指している自殺死亡率・自殺者数を達成できた年はない。

【第 1 次計画のふりかえり】

- ・令和 5 年の自殺者数は 115 人と令和 4 年と比較して横ばいである。
- ・令和 5 年度は、全ての事業が概ね計画どおり実施できている。目標を達成できるよう、自殺者の傾向を踏まえた対策を充実させ、今後も引き続き自殺対策の取組を推進する必要がある。

練馬区自殺対策計画〔第1次〕の取組状況一覧(平成31年度～令和5年度)

A+：計画以上に進んだ A：概ね計画どおり B：遅れや修正が生じた

	【施策】	No	【施策の取組】	【取組内容】	目指す効果	H31	R 2	R 3	R 4	R 5
基本施策	地域におけるネットワークの強化	1	関係機関等の連携体制の構築	自殺対策推進会議	関係機関が連携・協力して総合的な自殺対策を推進する。	B	B	A	A	A
		2		自殺対策検討委員会	庁内関係部署が連携・協力して総合的な自殺対策を推進する。	A	B	A	A	A
		3	各種相談窓口の連携	相談窓口への同行等による切れ目のない支援	相談者の二重説明等による負担の軽減や複合的な支援が図られる。	B	A	A	A	A
		4		自殺予防の手引きの作成	自殺リスクのある人を見逃さない体制が整えられる。	B	A	A	A	A
		5		関係機関による連携の強化	自殺リスクの高い人等への支援に係る情報が共有され、支援の質が高まる。	A	A	A	A	A
	自殺対策を支える人材育成	6	関係機関、関係職種を対象とした研修 （ゲートキーパー養成講座）	支援者向け	地域において自殺リスクのある人への見守り体制の充実が図られる。	A	B	A	A	A
		7		窓口業務等の職員向け	自殺のサインへの気づきや関連部署等へのつながを意識した対応が図られる。	A	A	A	A	A
		8		事業所向け	事業所内において、自殺予防の支援者となる人材を育成する。	B	B	A	A	A
		9		薬剤師向け		A	B	A	A	A
		10		介護サービス事業所向け（周知）		A	B	A	A	A
		11		障害福祉サービス事業所向け（周知）		B	A	A	A	A
		12	区民を対象とした研修（ゲートキーパー養成講座）	区民向け	地域において自殺リスクのある人への見守り体制の充実が図られる。	A	A	A	A	A
	区民への啓発と周知	13	リーフレット等の作成と活用	相談窓口を周知するリーフレット等の作成	様々な相談に対する適切な専門機関について知ることができる。	A	A	A	A	A
		14		SNS相談(東京都等)の周知	自殺に追い込まれている人が適切な専門機関につながるができる。	A	A	A	A	A
		15	区民向けの講演会や キャンペーン等の開催	自殺防止キャンペーン	自殺の現状や対策について理解し、自殺予防について考える機会となる。	A	A	A	A	A
		16		こころといのちの講演会	自殺対策についての理解が進み、支援が必要な時に、早期に相談窓口につながるができる。	B	A	B	A	A
		17		区立図書館での図書展示	自殺の現状や対策について理解し、自殺予防について考える機会となる。	A	A	A	A	A
		18	多様な媒体を活用した啓発 （区報、区HP、SNS等）	区報・区HP等による周知		A	A	A	A	A
		19		「わたしの便利帳」への掲載	自殺やこころの健康について考える機会となり、適切な専門機関の情報が得られる。	A	A	A	A	A
		20		ねりまちてくてくサブリによる周知		A	A	A	A	A
		21		精神保健相談、酒害・家族相談、うつ相談	問題の整理と解決への支援により、当事者および家族の自殺リスクが軽減される。	A	A	A	A	A
		22	こころの悩みを抱えた方への 相談支援体制の強化	アウトリーチ(訪問支援)事業		B	A	A	A	A
		23		ストレスチェック表の活用	自分自身や身近な人のこころの健康について考える機会となる。	A	A	B	A	A
		24		精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場の設置	誰もが安心して暮らすことができる地域づくりと自殺予防につながる仕組みづくりが図られる。	A	A	A	A	A
		25		居場所マップの作成	地域とのつながりが持てる場所を知り、孤立を防ぐことができる。	A	B	A	A	A
		26	地域における居場所づくり	地区区民館	地域住民同士の相互交流を深め、趣味等自主的活動による日常生活の充実が図られる。	A	B	B	A	A
	生きることの促進要因への支援	27		街かどケアカフェ	高齢者や家族が日常生活の悩みごとや困りごとを抱え込み、孤立するのを予防することができる。	A	B	A	A	A
		28		はつらつセンター、敬老館	高齢者が事業や活動の場に参加することで、健康増進・いきがいつくりを促進することができる。	A+	B	A+	A	A
		29		子育てのひろば	保護者同士の交流の場、安心して過ごせる居場所の提供により育児中の孤立を予防が図られる。	A	A	A	A	A
		30		学童クラブ室活用型子育て支援事業	悩みを抱えた子どもや保護者に対し適切な対応が取られる。	A	A	A	A	A
		31		学校応援団ひろば事業、ねりっこクラブ	子育てに関する相談により、育児に関する不安を和らげられる。	A	A	A	A	A
		32		練馬こどもカフェ	保護者同士の交流の場として、孤立を防ぎ、リラクスの場となり得る。	A	A	A	A	A
		33		児童館（中高生居場所づくり事業等）	専門的相談を必要とする保護者に区の相談機関の情報提供を行うことができる。	A	A	A	A	A
		34		児童館（中高生居場所づくり事業等）	悩みを抱えた子どもや保護者に対し適切な対応が取られる。	A	A	A	A	A
		35		障害者地域生活支援センター	相談や関係機関の連携による支援で、障害者や家族が孤立せず、安定した生活を送ることができる。	A	A	A	A	A
		36		練馬区社会福祉協議会による地域づくり	地域住民等による見守り、助け合い活動を支援し、地域のつながりを充実させることができる。	A	A	A	A	A
		37		民間団体の活動との連携	民間団体の活動と連携を図り、支援のための幅広い情報を得ることができる。	B	B	A	A	A
	自殺未遂者への支援	38	支援機関の専門職員に対する研修会の実施	こころといのちのサポートネット(東京都)と	自殺未遂者支援に対応するためのスキルの向上により、支援の強化が図られる。	A	B	A	A	A
		39		保健相談所の連携強化		A	A	B	A	A
		40		医療機関との連携強化	医療機関との連携、支援体制の検討により自殺未遂者に対する支援の強化が図られる。	A	B	B	A	A
		41	遺された人への支援	自死遺族への情報提供	必要時適切な相談窓口へつなぐことで、自殺リスクの軽減が図られる。	A	A	A	A	A
		42		「死亡届を提出された後の主な手続きのご案内」による相談窓口の周知	遺族への情報提供を通して、これからの生活への支援が図られる。	A	A+	A	A	A
		43		区民相談、保健師による相談支援	各種専門相談により、遺された方の心の安定や生活に関わる支援が図られる。	A/B	A/B	A	A	A

	【施策】		【施策の取組】	【取組内容】	目指す効果	H31	R 2	R3	R 4	R 5
重点施策	高齢者の地域包括ケアシステムの確立	42	包括的な相談支援体制の確立	地域包括支援センターによる相談支援	高齢者やその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる。	A+	A+	A	A	A
		43		民生委員による相談支援	自殺リスクの高い人が早期に発見され、適切な相談機関へつながることができる。	A	A	A	A	A
		44	ひとり暮らし等高齢者や認知症高齢者、介護者への支援	ひとり暮らし高齢者等訪問支援事業	高齢者が地域で孤立することなく、個々の状況に応じた支援につながるができる。	A	A	A	A	A
		45		認知症の理解・普及	認知症の本人や介護家族があたたかく見守られ、必要なときに支援を受けることができる。	B	B	A	A	A
		46		介護なんでも相談事業	家族介護者等の精神的負担が軽減され、必要に応じて適切なサービスや相談機関につながるができる。	A	A	A	A	A
		47		家族介護者教室事業	介護方法と介護者自身の健康増進への学びにより、介護者の心身のストレスが緩和される。	B	B	A	A	A
				街かどケアカフェの運営	※再掲					
			はつらつセンターや敬老館の運営	※再掲						
		48	高齢者の社会参加の促進	シルバー人材センター		A	A	A	A	A
49	元気高齢者応援プロジェクト	就業、地域貢献、仲間づくりにより、高齢者の生きがい・健康づくりが図られる。		A	A	A	A	A		
重点施策	生活困窮者、無職者・失業者への支援	50	支援につながっていない方を必要な支援につなぐための連携	関係者による連携の強化	支援が必要な方が、問題が深刻化・複雑化する前に早期に発見され、支援につながるができる。	B	A	A	A	A
		51		生活相談	支援が必要な方が、個々の状況に応じた支援につながるができる。	A	A	A	A	A
		52		ひとり親家庭総合相談	支援が必要な方が、専門相談員の支援により、適切な支援につながるができる。	A	A	A	A	A
		53		納税相談・保険料納付相談等	相談者が、生活状況に応じた適切な相談支援につながることができる。	A	A	A	A	A
		54		多重債務相談	相談者が、相談等をとおして、多重債務の解決が図られる。	A	A	A	A	A
		55		生活困窮者自立相談支援（生活サポートセンター）	生活困窮者が生活サポートセンターにつながり、抱える課題の解決に向けた支援が受けられる。	A	A	A	A	A
		56		福祉資金の貸付	福祉資金貸付該当者が、貸付により、生活の支援が受けられる。	A	A	A	A	A
		57	「生きることの包括的な支援」の強化	生活困窮者自立相談支援事業等	生活困窮者の状況に応じた個別の支援プランにより、複合的な課題に対応する支援が受けられる。	A	A+	A	A	A
		58		生活困窮者就労準備支援事業	就労が困難と思われる方が、就労し自立を目指すよう、きめ細かな支援が受けられる。	A	A	A	A	A
		59		生活困窮者一時生活支援事業	生活困窮者が、衣食住の提供、生活相談、健康回復等の包括的な支援が受けられる。	A	A	A	A	A
60	生活困窮家庭の子どもに対する学習支援事業	子どもの基礎学力が定着し、将来の進路選択の幅が広がり、自立した生活に向かうことができる。		A	A	A	A	A		
61	生活困窮者自立支援事業と自殺対策との運動性の向上	生活サポートセンターと保健相談所等の連携	生活困窮者が、経済困窮や生活上の問題と身体、精神の問題について連携したサポートが受けられる。	A	A	A	A	A		
重点施策	子どもと子育て家庭への支援	62	いじめ防止対策の強化	いじめ相談メール等	メールやアプリの相談ツールの活用により、いじめの情報が速やかに収集され、早期の対応が図られる。	A	A	A	A	A
		63		いじめ問題対策	学校いじめ対策推進教員が中心となった取組の推進により、教育相談力の向上が図られる。	A	A	A	A	A
		64	児童虐待防止対策の強化	新しい児童相談体制の構築	都区の連携強化、児童相談体制の充実による相談体制の構築が図られる。	A	A	A	A	A
		65		要保護児童対策地域協議会	関係機関の連携、支援の提供により、育児不安の軽減・解消や、児童虐待の予防が図られる。	A	A	A	A	A
		66		養育支援家庭訪問、要支援家庭ショートステイ事業	育児疲れ、育児不安などの解消等、保護者の負担を軽減することで、児童虐待の予防が図られる。	A	A	A	A	A
		67		子供相談カードの配布	児童、生徒に対し、相談できる場所や手段を周知することにより、相談につながるができる。	A	A	A	A	A
		68	子どもが相談できる場の周知や居場所等の提供	スクールソーシャルワーク事業	児童・生徒の環境への働きかけやネットワークの活用等、多様な支援により課題解決が図られる。	B	B	A	A	A
		69		スクールカウンセラー配置事業		A	A	A	A	A
		70		心のふれあい相談員配置事業	専門職員の配置により、いじめや不登校等の未然防止等、学校内の教育相談体制の充実が図られる。	A	A	A	A	A
		71		適応指導教室	心理教育相談員による面談やグループ活動を通して、不登校児童・生徒の心のケアが図られる。	A	A	A	A	A
		72		居場所支援事業	不登校児童・生徒が安心して過ごせる居場所の提供と相談支援を受ける事で自己肯定感の向上が図られる。	A	A	A	A	A
				生活困窮家庭の子どもに対する学習支援事業	※再掲					
		73	児童生徒のSOSの出し方教育の実施	子どものSOS教育	SOSの出し方教育により、児童、生徒が困ったときに助けを求めることができ、自殺予防が図られる。	A	A	A	A	A
		74		学校と保健相談所等の関係機関との連携強化	関係機関の連携強化により、子どもが発するSOSへの気づきと早期支援体制の構築が図られる。	A	A	A	A	A
		75		児童虐待SOS	区民に通告先を分かりやすく周知することにより、虐待の早期発見・早期対応が図られる。	A	A	A	A	A+
		76		母子保健事業	妊娠期からの切れ目のない支援により、発達障害児等の早期発見と保護者への支援が図られる。	A	A	A	A	A
		77	身近な大人への支援体制の強化	子ども家庭支援センターの総合相談および情報提供	子育て家庭が抱えるあらゆる相談を受け、親子に寄り添った支援が図られる。	A	A	A	A	A
		78		子育て相談	専門家による相談と早期の支援体制により、保護者の精神的負担の軽減が図られる。	A	A	A	A	A
		79		教育相談	子どもや保護者への相談、支援により、子供の心のケアや抱える問題の解決が図られる。	A	A	A	A	A
	ゲートキーパーの養成	※再掲								
重点施策	若者等への支援	80	若者が相談できる場の提供と周知	若者自立支援事業	若者が、自分らしい働き方や生き方を発見し、社会に参加していくことができる。	A	A	A	A	A
		81		思春期・ひきこもり相談（家族グループ相談）	本人や家族が、気持ちを受け止められ、必要な支援につながるができる。	A	A	A	A	A
		82		大人の発達障害の相談	本人や家族が、専門医等の相談を受け、適切な治療や支援へつながることができる。	A	A	A	A	A
		83		若者総合相談（東京都）等の周知		A	A	A	A	A
		84		インターネットを活用した若者への情報提供	自殺に追い込まれている人が、適切な専門機関につながり、自殺リスクの軽減を図られる。	A	A	A	A	A
			若者への支援体制の強化	アウトリーチ（訪問支援）事業	※再掲					
		85		ねりま若者サポートステーション事業	若者が、自立・就労に必要な力を身につけ、同じ立場の若者との交流が図られる。	A	A	A	A	A
		86	若年女性への支援と居場所づくり	男女共同参画センターでの講座等の開催	生きづらさを抱える若者女性が、講座や当事者同士の交流により、自立への道程を考えられようになる。	A	A	A	A	A
		87	青少年の活動と交流の場の提供	青少年館	学習やスポーツ活動などの施設の開放と居場所の提供により、青少年の交流が図られる。	B	B	A	A	A
88	社会を明るくする運動の推進	講演会・啓発活動により、犯罪や非行の防止、立ち直りを支える地域づくりの促進が図られる。		A	B	B	A	A		
重点施策	女性への支援	89	妊産婦への支援	妊婦全員面接	妊娠届出時の保健師等との面談を通して、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援が図られる。	A	A	A	A	A
		90		産後ケア事業	出産直後の心身の不調への支援と育児方法の学びにより、育児の不安が軽減される。	A	A	A	A	A
			子育て期の支援	保健相談所の母子保健事業	※再掲					
				子ども家庭支援センターの総合相談および情報提供	※再掲					
				子育て相談	※再掲					
			若年女性への支援と居場所づくり	男女共同参画センターでの講座等の開催	※再掲					
		91		一般相談（総合相談）	家族問題、人間関係等様々な問題や悩みについて、助言を得て、適切な支援へとつながることができる。	A	A	A	A	A
		92	男女共同参画センター相談事業	専門相談（心の相談）		A	A	A	A	A
		93		専門相談（DV専門相談）	配偶者等からの暴力問題の解決について助言を得て、適切な支援へとつながることができる。	A	A	A	A	A
			自殺未遂者への支援	支援機関の専門職員に対する研修会の実施	※再掲					
	こころといのちのサポートネット（東京都）と	※再掲								
	保健相談所の連携強化	※再掲								
			医療機関との連携強化	※再掲						